○経済産業省告示第二百四十一号

電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等等を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年十月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次に掲げる告示は、廃止する。

一　電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十六号）

二　自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十七号）

三　デイー・ブイ・デイー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十八年経済産業省告示第六十四号）

四　交流電動機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省告示第二百三十四号）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百六十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十月十三日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5509号	船外機（小型船舶用）	６ＣＥ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5510号	〃	６ＣＦ	〃	〃
第5511号	〃	６ＣＧ	〃	〃
第5512号	〃	６ＣＨ	〃	〃
第5513号	〃	６ＣＬ	〃	〃
第5514号	〃	６ＣＭ	〃	〃
第5515号	〃	６ＤＫ	〃	〃
第5516号	〃	６ＤＬ	〃	〃
第5517号	〃	６ＤＭ	〃	〃

○防衛省告示第二百十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十九年十月二十六日

防衛大臣　小野寺五典

区域船の名称を制限し、又は禁止した漁船の操業	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射撃場水域（青森県上北郡六ヶ所村地先）（平成二十九年防衛省告示第百二十号）	同年十一月五日から平成二十七年七月三十一日まで	平成二十九年十二月六日から平成三十年二月二十一日まで
試射水域新島南方海面誘導飛しょう体（東京都新島村地先）（平成二十九年防衛省告示第百九十五号）	同年十一月四日から平成二十七年十月十六日まで	平成二十九年十二月五日から平成三十年二月十一日まで

官報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮崎労働局の関係事業主を代表する者堀芳久の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 29 年 10 月 26 日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成29年11月６日

4　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 26 日

大阪労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間908円」を「１時間926円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年11月30日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成26年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 26 日

大阪労働局長　田畑　一雄

第４号中「１時間894円」を「１時間912円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間906円」を「１時間922円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月１日から効力を生ずる。